

議案第50号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する 条例案

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）でその号給が5号給から7号給までであるものの給料の月額、平成30年4月から平成33年3月までの各月分に限り、同項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に100分の5.5を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 条例第7条第4項の規定による特定任期付職員業績手当
- (2) 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第11条の2第1項の規定による地域手当、同条例第14条第1項の規定による特殊勤務手当及び同条例第22条の規定による期末手当
- (3) 職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 2 月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

特定任期付職員の給料月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（本市の経営する地方公営企業（以下「地方公営企業」という。）に勤務する者（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	330,500円
2	373,600円
3	416,200円
4	472,300円
5	548,900円
6	641,500円
7	749,700円

2 省 略

3 特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額を超える額とすることができる。

4 省 略